

原子力規制関係法令集 目次 （一九九五年版）

〔内容現在 平成六年十月二十四日〕

第一編 基本的法令

- 原子力基本法……………昭和三〇年二月一九日法律第一八六号……………三
- 核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令……………昭和三二年二月二一日政令第三二五号……………六
- 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法……………昭和三〇年二月一九日法律第一八八号……………八
- 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令……………昭和三一年一月二四日政令第四号……………三
- 原子力委員会議事運営規則……………昭和三二年二月二八日原子力委員会……………五
- 原子力委員会専門部会等運営規程……………昭和三二年七月四日原子力委員会……………五
- 原子力安全委員会議事運営規則……………昭和五三年一〇月二一日原子力安全委員会……………六
- 原子力安全委員会専門部会運営規程……………昭和五三年一〇月二五日原子力安全委員会……………七
- 原子炉安全専門審査会運営規程……………昭和五四年一月二六日原子力安全委員会……………八
- 核燃料安全専門審査会運営規程……………昭和五四年一月二六日原子力安全委員会……………九
- 放射線障害防止の技術的基準に関する法律……………昭和三三年五月二一日法律第一六二号……………二〇
- 放射線審議会令……………昭和三三年五月二一日政令第一三五号……………三

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律……………昭和三二年 六月一〇日法律第一六六号……………二五
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令……………昭和三二年一月二一日政令第三二四号……………六六
- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則……………昭和三二年一月二九日総理府令第八三号……………三七
- 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に
関する総理府令……………昭和六二年 三月二五日総理府令第一一号……………一五
- 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する総理府令……………昭和六一年一月二三日総理府令第七四号……………一七
- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規
定に基づく線量当量限度等を定める件……………昭和六三年 七月二六日科学技術庁告示第二〇号……………二四
- 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則……………昭和五三年一月二八日総理府令第五一号……………三五
- 原子炉の設置、運転等に関する規則に基づき、口答試験を受験する
資格を認める講習機関等を指定する件……………昭和三五年 三月二八日科学技術庁告示第一七号……………四九
- 実用発電用原子炉以外の発電の用に供する原子炉の運転計画に關す
る規則……………昭和三八年 一月一六日総理府令第一号……………五〇
- 実用船用原子炉以外の船舶に設置する原子炉の運転計画に関する規
則……………昭和四七年 八月二六日総理府令第二号……………五五
- 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則……………昭和三二年一月二九日
総理府令第一号……………五九
- 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づ
き、管理区域に係る線量当量等を定める件……………平成 元年 三月三〇日
科学技術庁告示第三号……………七七

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づき、放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件……………	平成 元年一〇月二七日	科学技術庁告示第一〇号……………	四九
○核燃料物質の加工の事業に関する規則……………	昭和四一年 七月一九日	総理府令第三七号……………	四〇
○加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令……………	昭和六二年 三月二五日	総理府令第一〇号……………	四一
○使用済燃料の再処理の事業に関する規則……………	昭和四六年 三月二七日	総理府令第一〇号……………	四五
○再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令……………	昭和六二年 三月二五日	総理府令第一二二号……………	五九
○核燃料物質の使用等に関する規則……………	昭和三二年一二月 九日	総理府令第八四号……………	五五
○加工施設、再処理施設、特定廃棄物管理施設及び使用施設等の溶接の技術基準に関する総理府令……………	昭和六一年一二月二三日	総理府令第七三三号……………	五三
○核原料物質の使用に関する規則……………	昭和四三年 七月二〇日	総理府令第四六号……………	五九
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づく放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件……………	平成 元年一〇月二七日	科学技術庁告示第一二二号……………	六一
○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める件……………	昭和五三年一二月二八日	科学技術庁告示第一〇号……………	六二
○实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則……………	昭和五三年一二月二八日	通商産業省令第七七号……………	六六
○实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づき、線量当量限度等を定める件……………	平成 元年 三月二七日	通商産業省告示第一三二号……………	六四
○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示……………	昭和五三年一二月二八日	通商産業省告示第六六六号……………	七五

- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七条第五項の規定に基づき、放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件……………平成 元年 九月 一日通商産業省告示第四三七号 ……七三八
- 実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則……………昭和五三年一月二八日運輸省令第七〇号 ……七三九
- 国際規制物資の使用に関する規則……………昭和三六年 九月二九日総理府令第五〇号 ……七五七
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件……………昭和四七年一月一六日総理府告示第四九号 ……七八八
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の十の規定に基づき、指定情報処理機関を指定する件……………平成 元年一月二七日科学技術庁告示第一四号 ……八三二
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則……………昭和五三年一月二八日総理府令第五六号 ……八三三
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める件……………昭和五三年一月二八日科学技術庁告示第九号 ……八三〇
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則……………昭和六三年 一月一三日総理府令第一号 ……八三一
- 核燃料物質等の埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示……………昭和六三年 一月一三日科学技術庁告示第二号 ……八三七
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則……………昭和六三年一月 七日総理府令第四七号 ……八五九
- 特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令……………平成 四年 三月二六日総理府令第四号 ……八八七
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則……………昭和五三年一月二八日総理府令第五七号 ……八九一
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

基準に係る細目等を定める告示	平成 二年二月二八日科学技術庁告示第五号	九七
○核燃料物質等車両運搬規則	昭和五三年二月二八日運輸省令第七二号	九六
○核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令	昭和五三年二月二八日総理府令第四八号	九五
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	昭和五三年二月二八日運輸省令第六八号	九七〇
○核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令	昭和六一年二月二二日運輸省令第三七号	九七三
○指定検査機関等に関する規則	昭和六一年二月二二日総理府令第六八号	九七七
○指定検査機関等に関する規則に基づき長官が定める研修を定める告示	昭和六一年二月一八日科学技術庁告示第一二号	九八
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、指定検査機関を指定する件	昭和六一年二月二七日科学技術庁告示第一三三号	九八
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、指定廃棄確認機関を指定した件	平成 三年 三月二六日科学技術庁告示第五号	九八九
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、指定運搬物確認機関を指定する件	昭和六二年 二月 三日科学技術庁告示第二号	九九〇
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき指定運搬方法確認機関を指定	昭和六二年 二月 三日運輸省告示第七〇号	九九〇
○日本原子力研究所法第三十八条の二等の規定に基づき内閣総理大臣の権限を科学技術庁長官に委任する件	昭和四二年 八月 一日総理府告示第三三三号	九九二

第三編 放射性同位元素等による放射線障害の防止

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律……………昭和三二年 六月一〇日法律第一六七号……………一九九
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令……………昭和三五年 九月三〇日政令第二五九号……………一〇三三
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則……………昭和三五年 九月三〇日総理府令第五六号……………一〇四三
- 指定機構確認機関等に関する規則……………昭和五五年一月一八日総理府令第六一号……………一〇八一
- 放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令……………昭和五六年 五月一八日運輸省令第二四号……………一〇九一
- 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件……………昭和六三年 五月一八日科学技術庁告示第一五号……………一〇九五
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第二
条第八号の規定に基づき荷電粒子を加速することにより放射線を発
生させる装置として指定する件……………昭和三九年 四月 九日科学技術庁告示第四号……………一一〇八
- ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに係
る放射線障害の防止に関する技術上の基準等を定める告示……………昭和五六年 五月一六日科学技術庁告示第九号……………一一〇八
- 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又
は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める
告示……………昭和五六年 五月一六日科学技術庁告示第一〇号……………一一一〇
- 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又
は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定
める告示……………平成 二年一月二八日科学技術庁告示第七号……………一二三
- 講習の時間数等を定める告示……………昭和五五年一月一八日科学技術庁告示第一〇号……………一二四〇
- 使用の場所の一時的变化の届出に係る使用の目的を指定する告示……………平成 三年一月一五日科学技術庁告示第九号……………一二四二

○教育及び訓練の時間数を定める告示	平成三年一月二五日科学技術庁告示第一〇号	二四一
○変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示	平成三年一月二五日科学技術庁告示第一一号	二四二
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十二条第二項に規定する工場又は事業所	平成三年一月二五日科学技術庁告示第一二二号	二四三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第八條第二項に規定する工場又は事業所を定める件	平成六年二月一八日科学技術庁告示第四号	二四三
○指定機構確認機関等に関する規則に基づき長官が定める放射線研修等を定める告示	昭和五六年五月一六日科学技術庁告示第一二二号	二四三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づき記録の引渡し機関を指定する件	平成元年一月二七日科学技術庁告示第一二三号	二四四
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十一条の十二第一項の規定に基づき放射線取扱主任者試験の指定試験機関を指定した件	昭和五六年一月二六日科学技術庁告示第一号	二四四
○指定運搬物確認機関を指定する件	昭和五六年六月三〇日科学技術庁告示第一三三号	二四五
○指定検査機関を指定する件	昭和五六年六月三〇日科学技術庁告示第一四四号	二四六
○指定機構確認機関を指定する件	昭和五六年六月三〇日科学技術庁告示第一五五号	二四六
○指定運搬方法確認機関を指定する件	昭和五六年七月一七日運輸省告示第三五一号	二四六
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定講習機関を指定する件	昭和五六年九月二九日科学技術庁告示第一七号	二四七
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定講習機関を指定する件	昭和五六年一月一九日科学技術庁告示第一八号	二四七

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定講習機関を指定する件	昭和五六年一〇月一九日科学技術庁告示第一九号	二四
○放射性同位元素等車両運搬規則	昭和五二年一月一七日運輸省令第三三号	二四
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	昭和五六年五月一八日運輸省令第二二号	二六〇
○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令	昭和五六年五月一六日総理府令第三〇号	二六一
○放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示	平成二年二月三日運輸省告示第五九五号	二六四
第四編 関係法令		
○電気事業法〔抄〕	昭和三九年七月一日法律第一七〇号	二七九
○電気事業法施行規則〔抄〕	昭和四〇年六月一五日通商産業省令第五一号	二八三
○発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	昭和四〇年六月一五日通商産業省令第六二号	二九五
○発電用原子力設備に関する放射線による線量当量等の技術基準を定める件	平成元年三月二七日通商産業省告示第一三四号	二七七
○発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令	昭和四〇年六月一五日通商産業省令第六三号	二七七
○道路運送車両法〔抄〕	昭和二六年六月一日法律第一八五号	二二三
○道路運送車両の保安基準〔抄〕	昭和二六年七月二八日運輸省令第六七号	二二三
○船舶安全法〔抄〕	昭和八年三月一五日法律第一一号	二三五
○原子力船特殊規則	昭和四二年一二月六日運輸省令第八四号	二二九
○危険物船舶運送及び貯蔵規則〔抄〕	昭和三二年八月二〇日運輸省令第三〇号	二三三
○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示	昭和五二年一月一七日運輸省告示第五八五号	二四〇

○航空法〔抄〕	昭和二七年 七月一五日法律第二三一号	一三五
○航空法施行規則〔抄〕	昭和二七年 七月三一日運輸省令第五六号	一三五
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める件	平成 二年一二月一〇日運輸省告示第六一〇号	一三六
○原子力関係施設上空の飛行規制について	昭和四四年 七月 五日空航第二六三号	一三六
○労働安全衛生法〔抄〕	昭和四七年 六月 八日法律第五七号	一三七
○電離放射線障害防止規則	昭和四七年 九月三〇日労働省令第四一号	一三七
○原子力損害の賠償に関する法律	昭和三六年 六月一七日法律第一四七号	一三〇
○原子力損害の賠償に関する法律施行令	昭和三七年 三月 六日政令第四四号	一三〇
○原子力損害賠償補償契約に関する法律	昭和三六年 六月一七日法律第一四八号	一三四
○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令	昭和三七年 三月 六日政令第四五号	一三七
○科学技術庁設置法	昭和三一年 三月三一日法律第四九号	一三一
○科学技術庁組織令	昭和三一年 五月一八日政令第一四二号	一三七
○科学技術庁組織規則	昭和五一年 一月一六日総理府令第一号	一三三
○水戸原子力事務所組織規程	昭和三八年一〇月 一日総理府令第四一号	一三六
○日本原子力研究所法	昭和三一年 五月 四日法律第九二号	一三九
○動力炉・核燃料開発事業団法	昭和四二年 七月二〇日法律第七三号	一三八
○災害対策基本法	昭和三六年一二月一五日法律第二二三号	一三八
○災害対策基本法施行令〔抄〕	昭和三七年 七月 九日政令第二八八号	一三五
第五編 条 約		
○核兵器の不拡散に関する条約	昭和五一年 六月 八日条約第六号	一四五

○核物質の防護に関する条約	昭和六三年一月七日条約第六号	一四三
○原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	昭和六二年七月一日条約第一〇号	一四三
○原子力事故の早期通報に関する条約	昭和六二年七月一日条約第九号	一四九